

## 動画紹介レポート

# 差別がコロナ感染をひろげる

インターネットメディア「デモクラシータイムス」

「竹信三恵子の信じられないホントの話」から

## 「働くな！」では生きられない

コロナウイルス感染拡大の影響で、解雇・雇止めが急増していることが報じられています。加藤厚生労働相は5月22日の記者会見で、解雇・雇止めされた労働者が、21日時点で1万835人(見込みを含む)に達したことを明らかにしました。厚生労働省がハローワークを通じて行った集計によると、3月は835人、4月は2654人、5月は21日までで7064人と急増しています(読売新聞電子版5月22日)。これはハローワークを通じての集計で、実際に解雇・雇止めになっているのははるかに多いと考えられます。

緊急事態宣言による営業自粛で、収入の道を断たれた人々をどう支えていくかが深刻な問題となっています。主にYouTubeで番組を公開しているインターネットメディアの「デモクラシータイムス」は、4月から「竹信三恵子の信じられないホントの話」という番組で「働き方改革」の現実を問う動画で、政府の支援策からも排除される人々への差別を取り上げています。

4月から始まった番組は、[第一話「ヘイトの後に警察が来た～関西生コン」](#)で関西生コンの労働組合つぶし攻撃を紹介。[第二話「『働くな！』では生きられない～コロナ感染拡大下の働き手」](#)ではコロナウイルス感染拡大の下で、職場はどうなっているかをテーマにしています。

その中では、首相の「一斉休校」要請によって「働く母親」の収入が大幅に減少している、・高齢者ケアを抱える女性の負担＝親への感染が心配で休業したいが補償がない、・女性の就業者が多い風俗業界が「一斉休校」補償から除外されている、・働く女性の過半数が非正規雇用で差別が深刻になっている、などをあげ「社会的に弱い人たち」、特に女性の犠牲が大きいが明らかにしています。例えば入社する派遣社員を前にして、派遣先の企業は正社員には「危ないから休め」と言っている。しかし、派遣社員に対して派遣会社は「微熱でも37.5度以下なら休みな」と言う。こういう現実を前にして、派遣労働者は「私は危なくないのか」と差別への怒りを抱いていることを訴えています。

補償の対象から除外されたり、セーフティネットが脆弱な人々は仕事を休むと収入がなくなり、どうやって生きていくかに直面する。これに対して、「お金より命が大事でしょう」と言う人がいるけれど、ぎりぎりの生活をしている人たちは収入がなくなると、即生きていけなくなるという現実がある。非正規、派遣、あるいは風俗で働く人々、社会的に弱い人々の犠牲が大きく、しかもそこに差別がある。それに加えて行政の支援が外されるのは大きな問題だとし、そうしたやり方で感染拡大を本当に抑えることができるのかと問題を提起しています。

## 「キャバ嬢」差別がコロナをひろげる

この第二話に続けて、[第三話「『キャバ嬢』差別がコロナをひろげる」](#)では、風俗で働く従業員が、当初政府支援の対象から除外された問題を取り上げています。番組では、フリーター全般労働組合キャバクラユニオン共同代表 布施えり子さんをゲストに迎え、風俗で働く女性たちの現実を明らかにして、行政の差別だけではなく一般的な市民の中にある差別意識をも指摘します。

キャバクラユニオンの布施さんは、キャバクラで働く人々の実態を理解するために、自らも「キャバ嬢」を経験し、風

俗で働く人たちの相談に応じ労使交渉も行っていて、著書「キャバ嬢をなめんな」(現代書館)も出しています。番組では「キャバ嬢」の一般的なイメージとは違う、風俗業界で生活のために働く労働者としての現実が示されます。

コロナ感染拡大を防ぐために、安部首相が学校の一斉休校を2月27日に要請し、3月1日に休校で働けなくなる保護者への休業補償を打ち出したが、「風俗関係」は補償対象から除外されていました。4月7日になって「風俗」も補償対象とされます。その経過は、4月2日に支援団体「SWASH」が、「風俗で働く人々への差別」を助長するとして、撤回を求める要望書を提出。しかし、4月3日、加藤厚労相は「取り扱いを変える考えはない」と表明し、さらに4月5日、タレントの松本人志氏がテレビのワイドショーで、「水商売のホステスさんが仕事を休んだからといって、普段のホステスさんがもらっている給料を我々の税金では、、、俺はごめん。払いたくないわ」と発言。これに呼応して差別発言や、批判が相次ぎました。最終的に4月7日、加藤厚労相が「風俗関係者を対象とする」として休業補償の対象となってます。

## なぜ補償の対象外とし、後に補償の対象としたのか 一切説明がない

キャバクラユニオンの布施さんは、この経過についてなぜ対象外としたのか、なぜ対象としたのか、謝罪も説明もないと言います。「それは問題だ」という声が上がったから対象とするとしたのなら、対象外としたこと自体根拠のない差別意識によるものだったこととなります。番組では「感染症は差別をしたら防げない」ことが強調されます。さらに、キャバ嬢に対する差別・ヘイトは普段からあり、危機の中で不安定になると差別がより表面化すると指摘します。そんな職場を選んだのはその人の責任だろうと、自己責任が言われます。また、キャバクラの仕事を労働とは見ない人が多く、若い女性が短期間に高収入を得ると思われていることが多いというのが一般的なイメージです。

これに対して、実態は経済的な困難から風俗を選ばざるを得ない場合が多く、昼間フルタイムで働いてもその収入では生活ができなくて夜も働く人もいます。若い女性でも、親や家族を食べさせなければならない、病気の家族のために仕送りを続けている、保育園がないので、保育園のある仕事を選ぶとキャバクラだったなど様々な事情から、キャバクラや風俗で働いています。一部高収入の人がいてもそれはほんのわずかの例外的存在で、時間管理が厳しく遅刻等に対する罰金制があり、労働者性の点からも厳しい実態があります。

行政に「対象外」とされたときに、「私たちはそういう支援は受けられないのだ」と思った人たちが多数いると言います。また、色々と必死に調べ努力しても制度が複雑で利用できないでいます。そういう中で、今回のように「対象外」とされると心が折れてしまい、コロナに感染する危険があっても営業している店を探して、仕事をするようになってしまう。キャバクラが閉まっているのなら、別のセックスワークの店に行かなければならないという実態があります。

この間、布施さんたちのところには、全国から SNS を通じて相談が寄せられています。その中には「もう死ぬしかない」「このままでは死んでしまう」「このままでは生きていけない」という単語がいっぱい出てきて、今までの相談とは違ってきいているとも言います。また、経営者によっては従業員を守るために、政府からの助成金や給付金が使えないかという相談の電話もあるとのこと。

以上、番組で紹介された実態の一部を紹介しました。政府が補償金給付の対象としたことは、ほんの一步の前進にすぎないことが明らかです。30分少々動画ですので是非ご参照ください。[第三話『『キャバ嬢』差別がコロナをひろげる』](#)(ctrl キーを押してクリックです)。また竹信三恵子さんはウェブサイトの HARBOR BUSINESS Online にこの問題についての解説を書いています。こちらもご参照ください。[コロナ対策の「風俗除外」がダメだった本当の理由](#) [コロナ対策の「風俗除外」がダメだった本当の理由2](#)(いずれも ctrl キーを押してクリックで開きます)。

番組の最後で、竹信さんは布施さんに「今からできる行動提起は何ですか」と質問します。これに対して布施さんは即答します。「自分の中に差別の意識があることを自覚してほしい。自分は差別なんかしないと思っている人が差別をすることが多いのです。差別を考え直すきっかけにしてほしい」。この最後の一言が心に残ります。(金融・労働研究ネットワーク 田中均)